

# 暮らしのお知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。



入学式・入園式

## 生活

### 引っ越しのシーズンです 届け出を忘れずに

#### 《住民登録》

住民票は、住んでいるところの証明や保険、年金など行政サービスのもとになるものです。実際に住んでいるところに登録し、引っ越しをした場合は速やかに届出してください。また、住所を他市町村へ移したがい場合は、実態調査を行い住民票を削除する場合がありますのでご注意ください。

**●届出の時期**

- ・転入届／美深町に住み始めてから14日以内
- ・転出届／美深町から転出する前までに届出
- ・転居届／美深町内で引っ越してから14日以内

#### 住民登録や証明書発行の際は、本人確認書類（運転免許証など）の提示をお願いしています。また、代理人の場合は委任状が必要です。※マイナンバーカードをお持ちの方は、必ずカードを持参してください。

なりすましや第三者からの不正な届出、請求を防止するため、皆さんのご協力をお願いします。

**■問合せ先**  
住民生活課  
生活環境グループ 戸籍年金係  
TEL 2・1613  
防 2・1614

#### 《上下水道》

転入したときは、使用開始日・使用者名などをご連絡ください。

転出するとき（水道の使用を休止するとき）は、1週間前までにご連絡ください。なお、水道は引っ越しの当日まで使用できます。

ご連絡していただくことは、住所・氏名・水道使用者番号・転居される日時・転居先住所・電話番号などです。

また、家を新築するときや家の改築、長期不在などで水道を使用しないときも連絡してください。

#### ■問合せ先

建設水道課  
水道住宅グループ 上下水道係  
TEL 2・1616  
防 2・1625

#### 《国民健康保険》

わたしたちは誰もが国民健康保険や職場の健康保険（健康保険組合など）のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

転入・転出、就職・退職などの際は、忘れずに14日以内に届出をしましょう。

国民健康保険から脱退し、職場の健康保険へ加入する場合は、新しい勤務先から発行される「資格取得証明書」または「保険証」をお持ちください。

退職により国民健康保険へ加入する場合は、勤務先から発行される「資格喪失証明書」をお持ちください。

マイナ保険証をお持ちの方も、保険者が変更になる場合は、従来どおり、変更の届出を行う必要があります。この手続きをしていただくこと、この情報が自動的にマイナポータルへ反映されますので、マイナ保険証自体は再度の登録・変更手続きの必要はありません。新しい健康保険の情報が反映されれば、新しい保険証の発行を持たずにマイナンバーカードでの受診が可能となります。

## 町民菜園の利用を募集します

総務課総務グループ 管財係  
TEL 2・1639 防 2・1611

町では町民菜園を有料で貸し出しています。利用を希望される方は、期日までに申請してください。応募多数の場合は抽選で決定し、郵送でお知らせします。

**申請期間** 4月1日(月)～15日(月)  
**貸付場所** 農業振興センター南側  
**貸付区画** 1区画 約700㎡  
**貸付料金** 1区画 2,500円  
**申込条件** 農業者以外の方  
**貸付条件**

- (ア) 管理一切は借主の責任とします。
- (イ) 作物は一般的な野菜物とします。
- (ウ) 営利を目的とした作物の栽培はできません。

ただし、マイナンバーカードの有効期限やマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合は健康保険証として使えませんが、ご留意ください。

#### 脱退の届け出が遅れると…

保険証の返還を忘れて、国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費は、あとで返していたこととなります。職場の健康保険の加入手続き中に保険証がまだ交付されていない状態で病院にかかりたいときは、国保の保険証は使わずに、職場に